介護老人保健施設 葵の園・東広島

「短期入所療養介護」「介護予防短期入所療養介護」 重要事項説明書

<事業者>介護老人保健施設 葵の園・東広島 広島県東広島市西条町寺家 800 番地

介護老人保健施設葵の園・東広島 (介護予防)短期入所療養介護のご案内 (令和7年9月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- 運 営 法 人 医療法人社団 葵会
- · 法 人 所 在 地 千葉県柏市小青田一丁目3番地12
- · 代表 者 理事長 新谷 幸義
- ・ 施 設 名 介護老人保健施設 葵の園・東広島
- · 所 在 地 広島県東広島市西条町寺家800番地
- ・ 施 設 長 名 宇治木 三太郎
- ·介護保険事業所番号 介護老人保健施設(3452580073号)
- ・許可年月日平成30年7月2日
- · 電 話 番 号 082-422-9200
- ・ファックス番号 082-422-9255

(2)(介護予防)短期入所療養介護の目的と運営方針

(介護予防)短期入所療養介護は、要介護状態(介護予防短期入所療養介護にあっては要支援状態)と認定された利用者(以下単に「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設葵の園・東広島の運営方針]

当施設では、(介護予防)短期入所療養介護計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話を行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努めます。

- ○当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
- ○当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努めます。
- ○当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努めます。
- ○サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努めます。
- ○利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
- ○当施設では、利用者、利用者家族に対して信頼関係を築き、より良い環境作りの実現の為、ハラスメン

ト防止に努めます。

- (3)入所定員等 定員150名(短期入所療養介護含む)・療養室 個室12室、2人室11室、4人室29室
- (4) 施設の職員体制 (短期入所療養介護含む)

職種	人員	業務内容
	() 内は兼務事業	
管理者	1人	施設の従業者その他の一元的管理
(医師兼務含む)	(通所リハヒ゛リテーション兼務)	基準規定遵守のための指揮命令
		施設療養全体の管理
		サービスの実施状況の管理
		日常的な医学的対応
医師	2人	日常的な医学的対応
(管理者兼務含む)	(通所リハビリテーション兼務)	
薬剤師	0人	医師の指示に基づく調剤業務
(調剤業務委託)		薬剤の管理・服薬指導
看護職員	23人	医学的管理下における医療行為
		サービス計画に基づく看護
介護職員	47人	医学的管理下における介護
		サービス計画に基づく介護
支援相談員	2人	相談援助、レクリエーション・ボランティア指導
		地域連携
理学療法士	9人	医学的管理下における
作業療法士		リハビリテーションの実施
言語聴覚士		
管理栄養士	2人	栄養管理、栄養マネジメント
介護支援専門員	2人	施設サービス計画に係る一連の業務
	(介護職員と兼務)	要介護認定・更新申請手続き
事務職員	4人	会計・庶務の事務、施設管理

2. (介護予防)短期入所療養介護のサービス内容

要介護者(介護予防短期入所療養介護にあっては要支援者)の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るためサービス提供いたします。

このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、(介護予防) 短期入所療養介護計画が作成されますが、その際、利用者・代理人(ご家族)の希望を十分に取り入れ、 また、計画の内容については同意をいただくようになります。

- ① (介護予防)短期入所療養介護サービス計画の立案・実施
- ② 医学的管理・看護

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象とし、医師・看護職員が常勤していますの

で、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

③ リハビリテーション

リハビリテーション計画に基づき原則として機能訓練室にて行いますが、施設内でのすべての活動が リハビリ効果を期待したものです。

④ 栄養管理、栄養マネジメント等の栄養状態の管理

食事提供 朝食 8時00分 ~ 9時00分

昼食 12時00分 ~ 13時00分

夕食 17時35分 ~ 18時40分

⑤ 医学的管理下における介護

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って、 (介護予防)短期入所療養介護サービス計画に沿った介護を提供いたします。

6 入浴

一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。

(7) 送迎

通常の送迎の実施地域については東広島市(西条町・高屋町・志和町・八本松町・豊栄町)とする。その他の地域は相談に応じます。

⑧ レクリエーション等その他のサービス

3. 利用料金及び支払方法

○利用料金

(介護予防)短期入所療養介護サービスをご利用される利用者のご負担は、介護保険の給付にかかる介護保険負担割合証に基づき、1割、2割及び3割の自己負担分と保険給付対象外の費用である居住費、食費、利用者の選択に基づく特別な食費、理美容代、行事等で使用する材料費、診断書等の文書作成費等を利用料としてお支払いいただく2種類があります。(介護予防)短期入所療養介護は、原則的に利用に際しては、居宅介護支援事業所または地域包括支援センターの介護支援専門員が作成する居宅サービス計画(ケアプラン)を作成したあとでなければ、保険給付を受けることができませんので注意が必要です。また、送迎、入浴等の加算対象のサービスも、居宅支援サービス計画に記載がないと保険給付を受けられませんので、利用を希望される場合は、居宅支援サービス計画に記載されているかをご確認ください。

- (1) 保険給付の利用者負担額及び実費負担額は別紙に定める使用料金表の通りとなります。 なお、各加算については個別に提供したサービス内容や加算要件を満たす状態となった場合に算定 されます。
- (2)食費及び居住費の負担減免につきましては、市区町村発行の「介護保険負担限度額認定証」のご提示があった場合に適用されます。詳しくは支援相談員までお問合せください。

○支払方法

- (1) 請求書はサービス提供月の翌月15日までに発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払い確認後に領収書を発行致します。
- (2) 支払方法は、現金、銀行振込、金融機関口座自動引き落とし(毎月26日引き落とし)の3つの方 法があります。尚、銀行振込、金融機関口座自動引き落としを希望された場合、手数料は利用者 負担といたします。

4. 緊急時の対応及び協力医療機関等

当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、かかりつけ医又は協力医療機関での診療を依頼することがあります。

- (2) 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保険施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、かかりつけ医との連携を行います。
- (3)前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び代理人が指定する者に対し、緊急に連絡します。
- (4) 利用者の状態が急変し、利用者のかかりつけ医による診療が困難な場合には、協力医療機関に て速やかに対応をお願いするようにしています。
- · 協力医療機関
 - · 名称 八本松病院
 - ·住所 広島県東広島市八本松東3-9-30
- · 協力歯科医療機関
 - · 名称 八本松歯科医院
 - ·住所 広島県東広島市八本松東3-10-41

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、「契約書」にご記入いただいた緊急連絡先に連絡します。

5. 事故発生防止

サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- (2) 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- (3)前2項のほか、当施設は利用者の家族等利用者又は代理人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。
- 6. 施設利用に当たっての留意事項(対象 利用者又はその家族、連帯保証人等)
 - ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費 は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与え る栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、 食事の持ち込みはご遠慮いただきます。面会時の食事の持ち込みにつきましても事前に職員へ申出を 行ってください。
 - ・面会は、原則として午前9時00分から午後15時30分までとしますが、特別な事情がある場合はこの限りではありません。なお、面会の際には、事務室窓口の面会者名簿に記入し、面会者プレートを着用することとします。
 - ・施設の設備・備品の利用で利用者の責任によって破損等が合った場合には、現状回復または弁償して 頂く場合がございます。
 - ・金銭・貴重品の管理は、原則として持ち込みは厳禁と致します。所持金品や貴重品等の紛失について 当施設では責任を負えませんのでご了承下さい。
 - ・施設内での営利行為、宗教活動、特定の政治活動等を禁止しております。
 - ・飲酒、喫煙、火気の取り扱い(ライター、マッチ等)については禁止させて頂きます。
 - ・刃物等の持ち込み(ハサミ、爪切り、カッター等)、ペットの持ち込みは出来ません。
 - ・他利用者への迷惑行為は禁止する。

- ・当施設職員は利用者又はその家族、連帯保証人等にハラスメント行為は致しません。又、利用者、職員への次のようなハラスメントは固くお断りします。ハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。信頼関係を築くためにもご協力お願い致します。
 - ア)身体的暴力・・・身体的な力を使って危害を及ぼす行為。
 - 例)刃物を向ける、叩く、首を絞める等の暴力、唾を吐く、コップなどの物を投げつける行為。
 - イ) 精神的暴力・・・個人の尊厳や人格を態度によって傷つけたり、貶めたりする行為。
 - 例) 怒鳴る。威圧的な態度で文句を言い続ける。理不尽なサービスを要求する。
 - ウ) セクシャルハラスメント・・・意に沿わない性的誘い掛け、好意的な態度の要求等、性的な嫌が らせ行為。
 - 例) 必要もないのに手や腕を触る。抱きしめる。卑猥な言動を繰り返す。
 - エ) その他
 - 例) 著しい不当な要求等

7. 身体拘束

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

8. 褥瘡対策

当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定めその発生を防止するための体制を整備します。

9. 虐待防止

当施設は、虐待防止及び虐待等の早期発見の観点、虐待等が発生した場合は、その再発を確実に防止するために、虐待の防止に関する指針を定めその発生を防止するための体制を整備します。

10. 非常災害対策

- ・防災設備スプリンクラー、自動火災報知、消火器、誘導灯、非常用自家発電機
- ・防災訓練年2回(うち夜間想定1回)
- ・当施設「消防計画」に沿って対応します。

11. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

(電話:082-422-9200)

支援相談員	松浦 英明 井上 美貴
-------	-------------

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、事務所カウンターに備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

その他苦情受付行政機関

東広島市 健康福祉部	所在地	東広島市西条栄町8番29号 本館2階
介護保険課	電話番号	082-420-0937 FAX: 082-422-6851
	受付時間	毎週月~金曜日 8時30分~17時15分
広島県国民健康保険団体連合会	所在地	広島市中区東白島町19番49号 国保会館
	電話番号	082-554-0770 FAX: 082-511-9120
	受付時間	毎週月~金曜日 8時30分~17時
広島県社会福祉協議会	所在地	広島市南区比治山本町12-2 県社会福祉会館1階
広島県福祉サービス運営適正化委	電話番号	082-254-3419 FAX: 082-569-6161
員会	受付時間	毎週月~金曜日 8時30分~17時